

「出前トーク 町長と語る」実施要領

1. 目的

「町民が主役、行政が支援するまちづくり」をめざして、町長自らが地域に出向き、それぞれの分野において活躍されている町民、各種団体、事業者等（以下「町長等」という。）とひざを突き合わせ語り合うことにより、町民の声を聴き、町民の目線に立つまちづくりの実現を図ることを目的とする。

2. 対象

町内に在住又は勤務するおおむね5人から15人程度で構成する団体、グループ及び事業所等とする。

3. 募集方法および選定

- (1) 出前トークを希望する町民等は、事前に別紙の開催申出書により申出を行うものとする。
- (2) 出前トークの周知方法は、広報ゆざ、町ホームページ等により行う。
- (3) 実施の対象となる町民等の選定は、申出内容に従い町長日程を調整したうえで決定する。

4. 運営

- (1) 対話形式は、フリートークとする。
- (2) 開催時間は概ね90分とする。
- (3) トークの進行は、町民等が行う。
- (4) トークテーマは、町民等が設定する。
- (5) 開催場所は、町民等が指定し、設営する。

5. 行政側の出席者

町長、その他関係職員

6. その他

- (1) まちづくりについての建設的な意見交換とするため、単なる要望や苦情相談を受けるもの、特定の個人等に対する中傷となるもの、特定の政党や宗教または営利を目的としたものは受け付けない。
- (2) その他必要な事項は、関係課および実施する町民等が別途協議し定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。